

狛江第五小学校 いじめ防止基本方針

令和8年度
狛江市立狛江第五小学校
校長 小宮山 詠美

1 いじめの定義

「いじめ」とは（「狛江市いじめ防止基本方針」から）

当該児童・生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童・生徒から、心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 本校におけるいじめ防止に関する基本認識

いじめは、かけがえのない児童の生命を奪うことがあるだけで無く、いじめに関わった全ての児童の人間形成に多大な影響を与え、人と人との関係を破壊することにもつながる深刻な問題となる。

本校においては、「1 いじめの定義」に基づき、全ての教職員が、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりえるものである。」「いじめ問題に関わらない者はいない。」という基本認識に立つ。そして、全校児童が、いじめのない楽しい学校生活を共に送ることができるよう、いじめを防止するための基本方針を決定する。このことは、本校において編成する教育課程にも位置付け、意図的計画的な取組に結び付ける。

いじめを防止するための基本姿勢としては、次の5点を揚げ、具体的な取組を進める。

- (1) いじめを生じさせない学校づくりに努める。（いじめの未然防止）
- (2) いじめの芽をできる限り早く見付けるとともに、当該児童の安全を確保しながら様々な手段を講じて、解決に当たる。（いじめの早期発見・早期対応）
- (3) いじめ問題に全校教職員で取り組むための組織づくりを図る。（学校いじめ防止委員会の設置）
- (4) いじめ問題について保護者や地域等との理解と協力を得られるように努める。（家庭や地域、関係機関との連携）
- (5) いじめの深刻化等重大事態への対処が可能となるよう、狛江市教育委員会や調布警察とも連携しながら、組織の整備を行う。（重大事態への対処）

3 いじめの未然防止のための取組

いじめに対しては、次のような基本的視点に基づいた取組を行うことで、未然防止を図る。

○いじめを単なるけんかやトラブルとしてではなく、人権侵害、差別の問題として受け止める。いじめには、加害者、被害者の関係だけでなく、観衆や傍観者の存在も視野に入れる。

- 「いじめられる側に問題がある」という見方をしない。
- いじめであるか否かは、被害を受けている者の受け止め方で判断する。
- いじめの未然防止や早期発見・早期対応は児童の成長・発達にとって極めて重要な問題であると受け止める。発達支持的指導を踏まえた日常的な取組として、具体的に本校では次のような実践を行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り

- ① いじめをなくすことを目指した児童会活動を推進する。
- ② 都「ふれあい月間」とも連動させ、朝会時におけるいじめの未然防止に関わる校長講話や担任による授業を年間3回行う。
- ③ 道徳授業地区公開講座等の学校公開において、「命の大切さ」や「いじめの未然防止」をテーマとした授業を行う。

(2) 児童一人一人の自尊感情の高揚

- ① WEBQU の調査に基づき、児童一人ひとりの心の有り様を把握した上で、個と集団との関わりをより円滑にするための様々な活動を意図的に取り入れる。特に要支援群の児童、複数回実施する調査の中で変動の激しい児童への対応を心がける。
- ② 一人一人が学校の中で活躍できる場を作り、学校が一人一人にとって心地よい居場所となるようにする。
- ③ 人との円滑な関わりが実際にできるようにするため、学年の進行に応じて必要とされるスキルを向上させるための、SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)や CGE(構成的エンカウンター)等を組み入れた授業を年間指導計画の中に位置付け、実施する。

(3) 人との温かな関わりのおよさを味わう体験活動

- ① 互いの考えや意見を交流する場面を授業に積極的に取り入れるとともに、それら「認め合い」「支え合い」「高め合う」ための具体的な言動の仕方について指導する。
- ② 異学年で関わり合う活動や学習の場面、例えばたてわり班活動や読み聞かせなどを通して、上級生としてのリーダー性を育むことで自己有用感を高めるとともに、下級生のフォローシップや上級生のよさを自らに内在化することにより、人と人が円滑に関わり合う力を高める。

4 いじめの早期発見・早期対応への取組

(1) いじめの早期発見のために行うこと

- ① 日頃から、教員が児童とのコミュニケーションをとり、何でも話し、相談できる信頼関係を構築しておく。
- ② 市専門教育相談員、スクールカウンセラーによる5年生全員面談を行う。
- ③ いじめは発見しにくいものであることを認識したうえで、行動や生活の様子から、児童の変化に気付く感性を磨き、特に、いじめられる側の出すサインを見落とさない。
- ④ 日頃の観察とともに、年間に複数行われる WEBQU や、学期ごとに実施する生活アンケート、ふれあい月間と連動したアンケート調査等から、児童の悩みや意識の変化を把握する。

(2) 「いじめかな？」と感じたときに行うこと

- ① 学校いじめ防止委員会で情報共有及び指導体制を確立し、その際、注意深く行動観察し、速やかに学年集団等、他の教員に相談し、一人で抱え込まずに、複数の目で判断を行う。
- ② いつもと違う状態や行動について、それらの背景や児童間の関係など、全体像を正しく把握する。
- ③ 指導を開始する時期を逸することなく、関係者からの聞き取りを行う。事実関係について詳細な聞き取りを行う。事実関係について、詳細な情報を得る際には、児童が話しやすい環境設定を慎重に行う。
- ④ いじめに関する情報の発信者が被害にあわないように配慮するとともに、傍観者への働きかけを平行して行う。また、いじめられている児童やその周囲にいる児童の心理を把握し、いじめの構造に応じて慎重な対応及び指導を行う。
- ⑤ 「いじめ」と認知した場合、重大事態、もしくは重大事態の・長期化と思われるもの、保護者から連絡のあったものについては、速やかに市教委へ報告する。

(3) いじめ問題への対応を行う際の対象について

- ① いじめられている児童への指導・援助
- ② いじめている児童への指導
- ③ いじめの周囲にいる児童への指導

5 学校いじめ防止委員会の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校に「学校いじめ防止委員会」を置く。本委員会は、管理職、担任、学年主任、生活指導主任、養護教諭、SC、特別支援教育コーディネーター等で構成する。

(1) 既存する生活指導委員会の役割

週1回設定されている生活指導夕会において、問題傾向のある児童についての情報共有を行い、適宜生活指導委員会で現状や指導の具体について協議し、全校での組織的対応につなげる。

(2) 学校いじめ防止委員会の役割

いじめ防止に関する実効的な措置を行うことができるよう、次の3点について取り組むとともに、取組に関する評価に基づき、改善を図れるようにする。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ④ いじめ事案への対応

6 いじめ問題に関わる重大事態への対応

緊急かつ重大ないじめ事案等、生活指導上の問題が明らかになった場合には、次の6点について対応及び実施に向けた検討を行う。

- ① 市教育委員会指導室への報告と連携
- ② 被害児童に対する複数の教員による保護と対応に関する情報共有
- ③ 被害児童に対する緊急避難措置
- ④ 加害児童に対する懲戒や出席停止の処置
- ⑤ 警察への相談・通報や児童相談所との連携
- ⑥ 本件に関わる保護者会の開催

7 いじめ問題に関わる家庭や地域、関係機関との連携

いじめが認知された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った児童の保護者に対しても、今後の指導方針を伝えていく。なお、事実確認により判明した、いじめに関する情報については、適切に提供をし、学校と家庭との連携が円滑になるように配慮する。

児童に対する支援・援助が学校外の広範囲にわたる場合や専門的な支援・援助が必要となる場合には、地域はもちろんのこと、市教育相談所や子育て支援課、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に図る。

連携の体制を図るために、次の4点について、年度当初など適切な時期に周知しておく。

- ① いじめに関する訴えや情報に適切に対応するため、担任一人が抱え込むことなく、共通理解を図り、解決に当たっては、学校全体で取り組むこと。
- ② 日常から、児童や学校の取り組みに関わる情報を保護者等に提供し、信頼関係を築いていくとともに、保護者からの相談に対しては、誠意のある対応をすること。
- ③ 学校が指導したことについて、保護者の理解を得ながら必要に応じて狛江市教育相談所等の関係機関との連携を図ること。
- ④ 学校に「教育相談窓口」を開設し、学校便りや HP 等を通じて周知すること。

8 その他

- (1) 本基本方針は平成26年4月1日より、施行する。(平成30年3月・令和5年4月改定・令和8年4月)
- (2) 内容の改訂に当たっては、学校いじめ防止委員会における取組状況の評価に基づき実施する。